

# 任意インフルエンザ予防接種の助成を行います

藤里町では、子どもと妊婦さんに対して、インフルエンザの予防接種の費用について助成を行います。詳しくは、藤里町役場保健師までお問い合わせください。

【接種期間】平成26年10月1日～平成27年2月28日

助成対象者	助成回数	助成額
初回接種日に生後6か月～13歳未満の子ども ※医療機関により接種できる月齢が異なりますので、ご確認ください。	2回	1,000円 ※生活保護受給者は全額助成
初回接種日に13歳以上高校3年生の子ども	1回	
妊婦	1回	

## 【助成を受けるには…】

- ・対象の医療機関で接種した場合は、接種料金から1,000円差し引いた額をお支払いください。  
(役場への申請は必要ありません。)
- ・対象の医療機関以外で接種した場合は、いったん医療機関に接種費用を全額支払った後、藤里町役場町民課へ助成の申請を行ってください。

## 【接種費用を全額支払った方の申請必要書類】

- ・印鑑
- ・振込先の通帳
- ・医療機関で発行した領収書
- ・母子手帳（妊婦の場合は接種済証明書）

【申請受付期間】平成26年10月15日（水）～平成27年3月13日（金）

【お問い合わせ先】藤里町町民課 保健師 ☎79-2113

## 平成26年10月1日から 水痘(水ぼうそう)の予防接種が定期接種になります

これまで、水痘(水ぼうそう)予防接種は、任意接種として行ってきましたが、平成26年10月1日より定期接種に変わります。詳しくは、藤里町役場保健師までお問い合わせください。

### 【対象者】1歳～3歳未満

※ただし、経過措置として平成27年3月31日まで、3歳～5歳未満も対象になります。

### 【接種回数】1歳～3歳未満：3か月以上（標準的には6か月から12か月）の間隔をあけて2回接種

3歳～5歳未満：1回接種（接種できる期間は平成26年10月1日～平成27年3月31日まで）  
平成27年4月1日からは、定期接種の対象になりません。

※すでに水痘(水ぼうそう)にかかったことのある人は、対象外です。

※開始前に水痘ワクチンの接種を受けたことのある方は、すでに接種した回数分の接種を受けたものとします。

上記2つの※印で対象外になる方は、保健師に接種月日や水ぼうそうにかかった年月日など、電話でお知らせください。

【費用】無料（接種可能な期間をすぎた方は、全額自己負担となります。）

【接種方法】①協力医療機関へあらかじめ電話で予約してください。

②接種当日は、接種券・予診票を記入して、母子健康手帳を持参し、受診してください。

【その他】2回目対象の方には、1回目の接種後、2回目の予診票を町から送付します。

【お問い合わせ先】藤里町町民課 保健師 ☎79-2113